

新長田シタマチスタートアップ事業実施要領

令和8年4月1日 都市局長決定

令和8年4月1日 建築住宅局長決定

(目的)

第1条 この要領は、新長田シタマチスタートアップ事業の実施に関して必要な事項を定める。

(支援対象者)

第2条 新長田シタマチスタートアップ事業の支援対象者は、新長田南地区において空き家を活用した起業を予定しているものとする。ただし、次に掲げる各号のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 市税の滞納のあるもの
- (2) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者

(対象事業)

第3条 対象事業は、新長田南地区において、創業しようとする事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による許可・届出の対象となる事業についてはこの限りではない。

- (1) 小売業
- (2) 飲食業
- (3) サービス業
- (4) 製造業
- (5) その他市長が認めるもの

(支援内容)

第4条 新長田シタマチスタートアップ事業の支援内容は次に掲げるものとする。

- (1) 空き家改修補助金
- (2) 起業に至るまでの伴走支援（相談窓口の活用）

(構成補助事業)

第5条 本要領における空き家改修補助金は、以下の要綱に基づき実施される。

神戸市空き家活用応援制度・神戸市空き地活用応援制度補助金交付要綱（以下、活用応援制度要綱）

(申請)

第6条 新長田シタマチスタートアップ事業の支援を受けようとするものは、新長田シタマチスタートアップ事業計画書兼承認申請書(様式第1号)を申請受付期間内に市長に提出し、承認を受けなければならない。

(審査会)

第7条 市長は、第6条に基づく申請があった場合、審査会において事業内容の審査を行う。

2 市長は、審査会の意見を踏まえ、事業計画書の承認をしたときは、次の各号に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 新長田シタマチスタートアップ事業計画承認通知書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、事業計画が不相当である旨の通知を行うときは、次の各号に掲げる書類によって速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 新長田シタマチスタートアップ事業計画不承認通知書(様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(事業計画の変更・中止・実績報告)

第8条 承認された事業計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、「新長田シタマチスタートアップ事業計画変更承認申請書(様式第4号)」に変更内容が分かる書類を添付し、事業を中止するときは、「新長田シタマチスタートアップ事業計画中止承認申請書」(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

(1) 事業者の変更

(2) 事業の目的を大きく変更するもの

(3) 事業計画の内容を大きく変更するもの

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を「新長田シタマチスタートアップ事業計画変更承認通知書」(様式第6号)又は「新長田シタマチスタートアップ事業計画中止承認通知書」(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

4 支援対象者は、創業した時は速やかに任意の様式にて実績を市長に報告しなければならない。

5 補助事業の交付決定、変更申請、事業実績報告、完了届等の手続については、活用応援制度要綱の定めによる。

(事業計画承認の取消)

第9条 市長は、事業計画の決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を「新

長田シタマチスタートアップ事業計画承認取消通知書」(様式第 8 号)により当該申請者に通知するものとする。

附則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。